

2022・12・24

多田様

おはようございます。

多田さんの言っていることが、やっぱり解せませんね。

「**委員会活動内の各委員の発言議事録の報告ですので、特段の問題は無い**」とのことですが、議会の本会議で、「議会運営委員会の報告」として配布された内容が、「**議運で扱う問題ではない。決める問題ではない**」内容であって、しかも、地方自治法の扱う範囲を超えている場合の判断が問われていると思います。

「各委員の発言議事録」の**報告**、と言っていますが、**各議員に対して、報告の内容が、「徹底を望む」「改善を求める」「行って欲しい」などの行動をコメントなしで、求めているもの**です。
単なる、しかも、「議会運営委員会の任務」としての協議ではなく、正式な本会議で報告されるべき発言内容ではありませんので、正式に認められるべき「各委員の発言議事録の報告」ということにはなりません。

本来、8月1日の議運の会議では、梅森の発言の途中で、「議運で扱う問題ではない。」と却下すべき問題だったと思います。

それを、梅森の発言を「議運の議論の対象」として認めただけでなく、「その結論を正規の議運の目的に即した内容である」かのような扱いをして、本会議に報告しているのです。

それは、「**委員会活動内の各委員の発言議事録の報告ですので、特段の問題は無い**」との**結論にはならない**と思います。

それでは、議会運営委員会の目的外のテーマでも、何でも扱って良いということになり本会議に報告できることになってしまいます。

報告の中心は、議会運営委員会の法律上の扱いを受けた内容でなければなりません。

そもそも、議員の発言内容（差別問題等は除き）と質の向上問題は、地方自治法109条第3項の対象外なのでありますから。